



請書

採用支援広告サービスの提供（以下「業務」という。）に関する令和3年4月1日付け請負契約について、以下の条項及び別添仕様書によりお請けします。

（業務の名称、期間等）

第1条 業務の名称、期間、業務内容等、契約金額及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 名 称 採用支援広告サービスの提供
- (2) 期 間 契約日から令和3年8月10日まで
- (3) 業務内容等 別添仕様書のとおり
- (4) 契約金額 金990,000円
(うち消費税及び地方消費税額90,000円を含む)

- (5) 納入場所 別添仕様書のとおり

（業務完了の検査）

第2条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員らに必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。

（代金の支払）

第3条 受注者は、前条第2項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

（履行遅延の賠償）

第4条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかったときは、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前2項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、また、前項の場合においては遅延した業務部分に対する請負代金相当額に対し、遅延日数に応じ民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合でそれぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

（秘密の保持）

第5条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第6条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らかの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りで

用度課
3.4.16
受領

仕様書

1 案件名

採用支援広告サービスの提供

2 業務実施期間

令和3年4月1日（木）から7月31日（土）まで

3 目的

裁判手続のIT化等に適切に対応していくに当たり、IT技術に関して高度な専門的知識経験を有する任期付職員を採用するため、以下のスケジュールを目安に効率的な採用広告等を行って応募者を広く募ることで、適任者を確保する。

(1) 4月

受注者のホームページ内に特集ページを作成する広告等に関する契約締結・採用広告準備

(2) 5月

インターネット上の記事掲載を中心とした採用広告（公募手続）実施

(3) 6月末まで

発注者において、応募者に対し選考手続実施、合格者決定

(4) 8月1日

採用

4 業務内容

(1) 業務予定表の作成及び提出

受注者は、令和3年4月6日（火）までに、本件業務の業務スケジュールを記載した業務予定表を作成し、発注者の承認を受けること。

(2) ミーティング（導入（及び定例））の実施

本件業務を円滑に実施するため、最高裁判所内において導入ミーティング及び定例ミーティングを開催するので、受注者はこのミーティングに参加（ウェブ会議ソフト等によるリモート参加も可）し、業務の進捗状況等を報告すること。

(3) 発注者ヒアリング（人材要件、求人内容、求人票記載事項、ウェブ掲載記事の作成等に関するもの）の実施

受注者は、発注者に対するヒアリング（書面によることも可）を行い、発注者の人材要件、求人内容、求人票記載事項、ウェブ掲載記事の作成に関する事項等を確認し、(4)のウェブ掲載記事等を作成すること。

(4) ウェブ掲載記事原稿（案）の作成

東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所

イ 提出方法

提出物は電子データによる。

電子データは、[REDACTED] のいずれかで読み

取り可能な形式又はP D Fデータとし、電子メールにて提出すること。

6 その他

(1) 提出物に関する知的財産権の帰属

本案件により作成された提出物等に関する知的財産権は、いずれも受注者に帰属する。

(2) 守秘義務

ア 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。

イ 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係わる体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えないしないこと。

ウ 受注者の故意又は過失によって、前記ア又はイの秘密が外部に漏えいする等の事故が発生し、又はそのおそれが生じた場合には、受注者は直ちに事故の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告すること。

エ 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。

(3) 費用負担

本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途発注者に請求しないものとする。

(4) 仕様書に定めのない事項等について

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者の双方の協議によって決定するものとする。